

国民年金の学生納付特例制度をご存知ですか？

☎ ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

学生納付特例制度は、所得の少ない学生が国民年金保険料の納付を猶予（先送り）できる制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の

事故などにより障がいを負った時の障害基礎年金の受給資格を確保することができます。



●対象者

大学（大学院）、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生等で、本人の前年所得が基準以下の人
※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程の学校

◀所得のめやす▶

118万円＋（扶養親族の数×38万円）で計算した額以下である場合

※審査は4月～翌年3月で行います。

※過去2年1カ月分をさかのぼって申請することができます。

●申請先

ほけん課または各支所市民係

●申請書の入手先

▷ほけん課または各支所市民係
▷年金事務所 ▷日本年金機構ホームページ

●申請に必要なもの

▷在学期間のわかる学生証のコピー（裏面に有効期限、学年、入学年月日の記載がある場合は裏面のコピーを含む）または在学証明書（原本）
▷失業等の理由により申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類

★学生納付特例期間の年金

将来受け取れる年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません。

◀参考▶ 「納付」、「学生納付特例」、「未納」の違い

	老齢基礎年金		障害基礎年金※1 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	×※2	○
未納	×	×	×

※1 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るためには一定の要件があります。

※2 保険料を10年以内に納付（追納）すると年金額に反映されます。

養護老人ホーム あそ上寿園

健康上寿な施設をめざします
心穏やかに暮らせる施設をめざします
地域に根差した開かれた施設をめざします

アルコール学習会を園で開催しています。
毎月第4土曜日14時～15時です。

現在、新型コロナウイルス感染症対策のため、外部の方の入園はご遠慮頂いております。状況が落ち着きましたら、またお知らせいたしますので、どうぞご来園ください。



軽自動車税の障がい者減免申請は6月1日(月)まで

☎ 税務課 市民税係 ☎ 22-3148

障がい者が所有し使用する軽自動車などは、障がいを克服し積極的に社会参加ができるよう軽自動車税が減免されます。
軽自動車税の減免を希望する場合は、申請

に必要な書類をご確認のうえ、6月1日(月)までに申請してください。
※減免の対象(障がいの等級・程度)は、税務課にお問い合わせください。

手続き方法

申請に必要な下記書類を添えて、市役所税務課または各支所市民係の窓口で申請してください。
提出期限後の申請は受理できませんので、お忘れのないようお願いします。
なお、前年度に減免を受けた人も新たに手続きが必要となります。

●減免対象の軽自動車等と申請に必要な書類 (○…必要 △…該当する場合に必要な)

対 象	身体障がい者などで歩行が困難な人などが使用する軽自動車に対して			公益のために使用する軽自動車に対して	身体障がい者などのために使用する軽自動車に対して
	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者		
所有者	身体障がい者など(ただし、身体障がい者で年齢18歳未満のものまたは知的障がい者、精神障がい者と生計同一者が所有する軽自動車等を含む) (所有権が留保されたものである場合は、使用者を含む)			社会福祉法第2条第2項第1号から第5号までに掲げる第1種社会福祉事業を行う社会福祉法人(使用者である場合を含む)	特に問わない
運転者	身体障がい者など	生計同一者	常時介護者	特に問わない	
使用目的	特に問わない	身体障がい者などの通院、通学、通所、生業などのために使われるもの		利用者の移送や利用者の供与物品の輸送に使われるもの	身体障がい者などの利用に使われるもの
用途及び構造	自家用			自家用・事業用は問わない	<ul style="list-style-type: none"> ●車椅子の昇降装置、固定装置または浴槽を装着するなど特別の仕様により製造されたもの ●自家用・事業用は問わない
減免台数	身体障がい者など1人につき、自動車(普通小型)、軽自動車を通じて、いずれか1台に限る			台数制限なし	
申請書	○	○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○
自動車検査証	○	○	○	○	○
身体障がい者手帳(原本)、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳(原本)	○	○	○	①社会福祉施設設立届出書の写し ②定款(もしくは定款変更認可書)の写し ③自動車運行状況書 ④写真(前、後、横、構造変更部分)	写真(前、後、横、構造変更部分)
運転免許証	○	○	○		
生計同一証明書		○			
常時介護証明書			○		
通院証明書・通学・通所証明書・生業などの証明書		△	△		

防犯カメラを設置しました

☎政策防災課 防災交通係 ☎ 22-3232

市では、市民の皆さんが、安全で安心できる犯罪のない快適な生活環境を実現するため、令和2年4月1日から新たに市内6カ所、6台の街頭防犯カメラを設置しました。

街頭防犯カメラは市内全域で合計7カ所7台となりました。

防犯カメラの設置及び運用に当たっては、個人のプライバシーに十分配慮する必要があることから、阿蘇市情報公開・個人情報保護審査会の意見を踏まえ、「阿蘇市街頭防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱」を制定し、適正な運用管理に努めてまいります。

◆新規設置場所

- ・市役所前交差点
- ・坂梨交差点
- ・国道57号仙酔峡交差点
- ・阿蘇小学校正門前
- ・赤水旧穴戸モータース前
- ・内牧小学校前

※設置場所には、「防犯カメラ作動中」の標識を設置しています。



●各事業所からのご寄付により設置しました

この度は、犯罪行為の抑止力向上を目的とした防犯カメラ設置に係るご寄付として、160社、318万円のご寄付を賜り、誠にありがとうございました。

阿蘇市の未来の宝である子どもたちを守り育てるよう取り組んでまいりますので、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

お金や家族の問題など生活の相談・支援を行っています

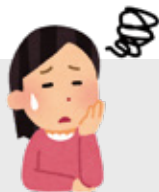
☎生活相談センター ☎ 22-3364

阿蘇市生活相談センターでは、皆さんが困っている問題を解決するために相談・支援を実施しています。専門の相談員と一緒に問題を考えて、悩んでいることを一つ一つ解決していきます。

安心して生活を続けていくためには、これから先の見通しをつけることが大切です。なかなか他人に相談することが出来ないお金(借金や生活費など)や家族の問題などを専門の相談員と一緒に考えてみませんか？

相談内容の例

- ▷収入より借金が多くある
- ▷家族が引きこもっている
- ▷新型コロナウイルスの影響で収入が少なくなった



- ▷家賃が払えず家を出なければならない
- ▷学校以外でも子どもに勉強を教えてほしい

相談は無料で相談者の個人情報を守られます。電話での相談も受け付けていますのでお気軽にご相談ください。(受付時間：平日9時～16時)

65歳以上の「高齢者の肺炎球菌感染症」の予防接種

☎健康増進室(一の宮保健センター) ☎22-5088

肺炎球菌は、肺炎等の呼吸器の疾患を起こす原因菌です。免疫力が低下した高齢者がかかりやすく、感染すると、咳、痰、発熱などの風邪に似た症状が現れます。慢性気道感染症、中耳炎、敗血症、髄膜炎などの合

併症を引き起こした場合には、症状が重くなることもあります。市では、下記の対象者に対して自己負担額の一部を助成していますので、接種をお勧めします。



●対象者

▷令和2年度に次の年齢になる人

65歳	昭和30年4月2日生 ～昭和31年4月1日生
70歳	昭和25年4月2日生 ～昭和26年4月1日生
75歳	昭和20年4月2日生 ～昭和21年4月1日生
80歳	昭和15年4月2日生 ～昭和16年4月1日生
85歳	昭和10年4月2日生 ～昭和11年4月1日生
90歳	昭和5年4月2日生 ～昭和6年4月1日生
95歳	大正14年4月2日生 ～大正15年4月1日生
100歳	大正9年4月2日生 ～大正10年4月1日生

▷60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、もしくは呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害がある人

※今までに接種したことがある人は、助成の対象となりません。

●対象期間

令和3年3月31日(水)まで

●接種回数・費用

1回・自己負担額 2,000円

●その他

①65歳以上の対象者には個別に通知します。

②接種を希望する人は、事前に実施医療機関に予約してください。

●予防接種実施医療機関

一の宮整形外科	☎22-3911
松見内科クリニック	☎22-0260
阿蘇やまなみ病院	☎22-0525
古閑医院	☎22-3000
大阿蘇病院	☎22-2111
小野主生医院	☎32-0039
坂梨ハートクリニック	☎24-6262
阿蘇医療センター	☎34-0311
家入整形外科	☎32-0048
阿蘇温泉病院	☎32-0881
栗林内科医院	☎24-1024
脇胃腸科	☎32-2500
市原胃腸科外科	☎34-1211
問端内科	☎32-0102
波野診療所	☎24-2203
上村医院	☎35-0336
阿蘇立野病院	☎0967-68-0111

各種証明書のコンビニ交付サービスの一時停止のお知らせ

☎市民課戸籍係 ☎22-3135

システムメンテナンスのため、令和2年5月2日(土)から5月6日(水)まで、サービスを一時停止させていただきます。

2020 工業統計調査が実施されます

問 政策防災課政策推進係 ☎ 22-3232

令 和 2 年 6 月 1 日を基準日として、2020 年工業統計調査が実施されます。

工業統計調査は、総務省・経済産業省が所管する国の基幹統計調査です。製造業に属する全事業所を対象とし、事業所数、従業者数、

製造品出荷額、原材料使用額等を調査し、工業の実態を明らかにすることを目的としています。調査の結果は、工業関係の様々な計画や施策の基礎資料として活用されています。

●調査の回答方法が変わります

2020 年工業統計調査は調査員による回収ではなく、「インターネット回答」または「郵送提出」による回収です。

5 月中旬頃、調査員が調査票配布のため

に、該当事業所を訪問いたしますので調査の対象となる事業所におかれましては、ご協力をお願いいたします。

自宅のブロック塀は安全ですか？

問 建設課 建築営繕係 ☎ 22-3187

危 険なブロック塀は、撤去・新設工事の補助を受けられる場合があります。まずは、市で点検をしますので、ご相談ください。

●補助の対象となる危険なブロック塀とは？

- ①避難通路に面する道路に設置され、道路面からの高さが 80cm 以上のもの
- ②ブロック塀自体の高さが 60cm 以上のもの
- ③市が点検した結果、安全対策が必要と判断したもの

●調査期間 5 月 1 日(金)～7 月 31 日(金)



阿 救急告示病院 / 日本医療機能評価機構認定
蘇温泉病院

内科・脳神経内科・泌尿器科・産婦人科・
 皮膚科・美容皮膚科・耳鼻咽喉科・整形外科・
 小児科・アレルギー科

阿蘇市内牧1153-1
 ☎ 0967(32)0881

